

令和3年度環境報告書

資料編

(令和2年度の生活環境の状況に関する報告)

愛知県安城市

目 次

1 水質汚濁	
(1) 河川水質調査地点	1
(2) 環境基準の達成状況	2
(3) 環境基準適合率の推移	2
(4) 河川水質の月変化（令和2年度）	3
(5) 河川水質の経年変化	5
(6) 河川水質・底質の細密調査結果	11
2 騒音・振動	
(1) 自動車交通騒音測定結果	15
(2) 道路交通振動測定結果	15
(3) 主要路線（一般国道1号、一般国道23号）自動車交通騒音の経年変化	16
(4) 主要路線（一般国道1号）道路交通振動の経年変化	16
(5) 自動車騒音常時監視結果	17
(6) 新幹線鉄道騒音環境基準達成状況	18
(7) 新幹線鉄道振動指針値達成状況	18
3 大気汚染	
(1) 大気汚染測定地点	19
(2) 県大気測定局（安城農林高校）における測定結果	19
4 悪臭	
嗅覚測定法による臭気指数測定結果	21
5 地盤沈下・地下水位	
(1) 地盤沈下水準点測定	22
(2) 地下水位測定結果	22
(3) 地下水位の経年変化（年平均値）	22
6 ダイオキシン類	
(1) 排出ガス中におけるダイオキシン類測定結果（令和2年度）	23
(2) 大気環境中におけるダイオキシン類測定結果（令和2年度）	23
7 基準等	
(1) 人の健康の保護に関する環境基準（水質汚濁関係）	24
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	25
(3) 環境基準に係る水域類型の指定	27
(4) 騒音に係る環境基準	28
(5) 特定工場等に係る規制基準	29

(6) 自動車騒音に係る要請限度	29
(7) 道路交通振動に係る要請限度	29
(8) 大気汚染に係る環境基準	30
(9) 悪臭防止法に係る規制基準及び規制地域区分	31
8 公害苦情	
(1) 発生源・種類別苦情処理件数	32
(2) 月別・種類別苦情処理件数	32
(3) 用途地域別苦情処理件数	32
(4) 被害の種類別苦情処理件数	32
(5) 苦情件数経年変化	33
9 対策	
(1) 環境保全協定の締結状況	34
(2) 水質汚濁防止事業	36
(3) 油ヶ淵浄化デー	36
10 附録	
(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況	37
(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の届出状況	37
(3) 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況	37
(4) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設の届出状況	38
(5) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	38
(6) 特定建設作業の届出件数	39
(7) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設・振動発生施設の届出状況	39
(8) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況	40
(9) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況	40
(10) 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく悪臭関係工場等届出状況	41
(11) 狂犬病予防事業	42
(12) 防疫活動事業	42
(13) 市営霊園管理事業	43
(14) さわやかマナー推進事業	44

1 水質汚濁

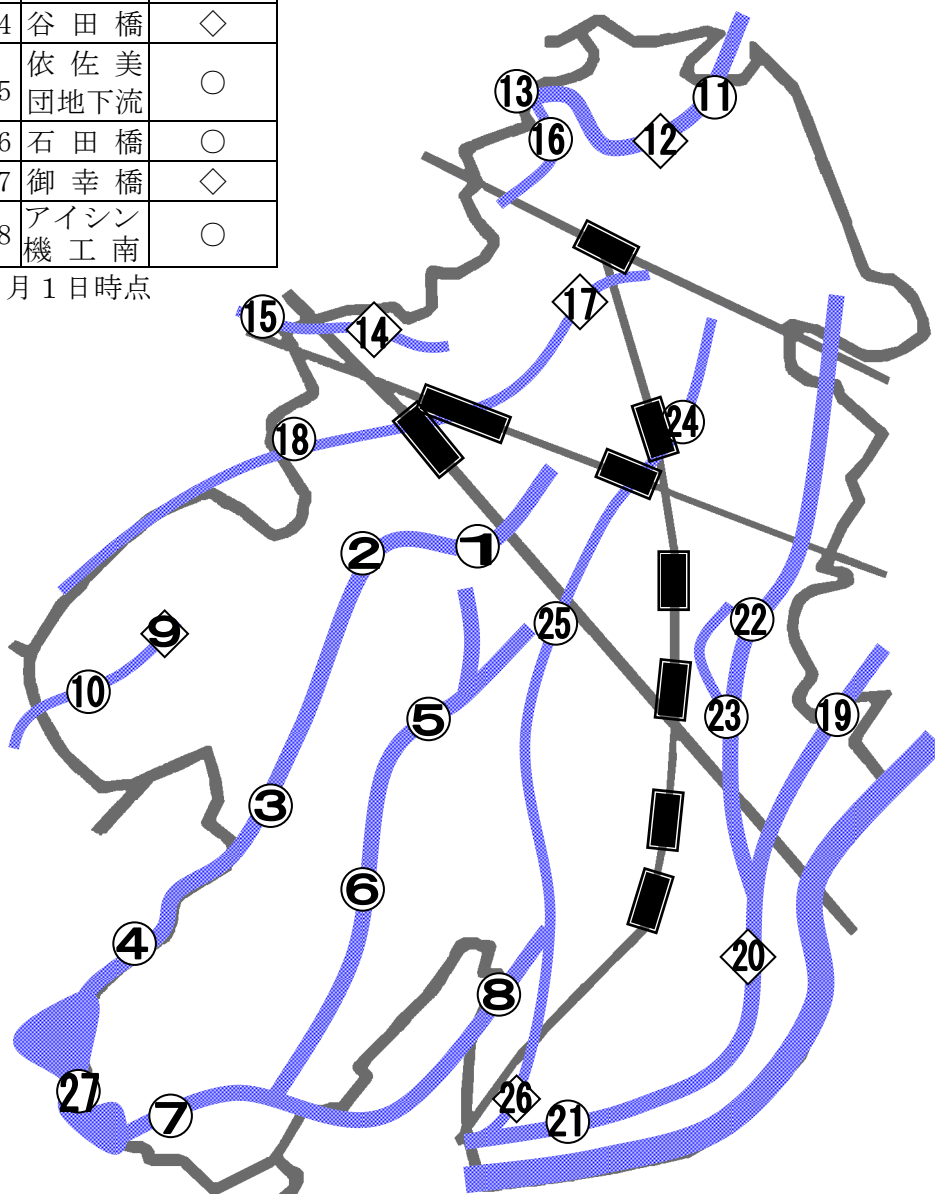
(1) 河川水質調査地点

水域	河川名	水域類型	調査地点	調査内容
境川等水域	長田川	B	1 毛賀知橋	○
			2 記念橋	○
			3 榎前橋	○
			4 長田橋	○
	半場川	C	5 隅田橋	○
			6 和泉橋	○
			7 内浜橋	○
	朝鮮川	B	8 山田橋	○
	稗田川	C	9 デンソー高棚南	◇
			10 高棚橋	○
	猿渡川	C	11 宮橋	○
			12 野池橋	◇
			13 二百目橋	○
	吹戸川	—	14 谷田橋	◇
			15 依佐美団地下流	○
	石田川	—	16 石田橋	○
	上倉用悪水	—	17 御幸橋	◇
			18 アイシン機工南	○

水域	河川名	水域類型	調査地点	調査内容
矢作川水域	鹿乗川	C	19 東鹿乗橋	○
			20 秋葉下橋	◇
			21 居林橋	○
	西鹿乗川	—	22 西鹿乗橋	○
	勢井前川	—	23 栄古橋	○
	追田川	—	24 北安城駅東	○
25 広畔橋			○	
湖沼	油ヶ淵	B	26 鹿乗川合流地点	◇
			27 見合橋	○

(注) (1)○印：定期調査（年5回）と細密調査（年1回）
 (2)◇印：細密調査（年1回）

※水域類型は、令和2年4月1日時点



(2) 環境基準の達成状況

(環境基準の水域・類型指定河川 令和2年度)

類型	項目 調査地点	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	判定	
B	長田川	毛賀知橋	7.1	8.6	2.8	7	○	
		記念橋	7.2	9.9	1.8	4	○	
		榎前橋	7.3	9.8	3.2	6	×	
		長田橋	7.3	9.4	2.7	9	○	
C	半場川	隅田橋	7.2	9.9	3.1	12	○	
		和泉橋	7.1	8.9	2.4	12	○	
		内浜橋	7.0	8.1	2.1	15	○	
B	朝鮮川	山田橋	6.8	8.8	3.6	40	×	
C	稗田川	高棚橋	7.1	10.5	2.9	13	○	
C	猿渡川	宮橋	7.2	8.8	2.2	11	○	
		二百目橋	7.2	10.0	2.2	14	○	
C	鹿乗川	東鹿乗橋	7.2	8.5	3.8	17	○	
		居林橋	7.1	7.6	3.0	16	○	
B	油ヶ淵	見合橋	7.9	9.5		18	6.1	×
環境基準達成率							78%	

■ は環境基準を越えたもの。BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値。

環境基準

類型(水域)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)
B類型(河川)	6.5以上8.5以下	5以上	3以下	25以下	
C類型(河川)	6.5以上8.5以下	5以上	5以下	50以下	
B類型(湖沼)	6.5以上8.5以下	5以上		15以下	5以下

(3) 環境基準適合率の推移

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
環境基準 指定河川	環境基準適合回数	75	82	79	76	73	76	75	75	70	76	66	74
	総測定回数	81	86	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
	適合率(%)	92.6	95.3	97.5	93.8	90.1	93.8	92.6	92.6	86.4	93.8	81.5	91.4
全河川	環境基準適合回数	111	120	115	120	109	113	112	111	114	113	100	106
	総測定回数	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126
	適合率(%)	88.1	95.2	91.3	95.2	86.5	89.7	88.9	88.1	90.5	89.7	79.4	84.1

注) 環境基準未指定の河川の環境基準適合率は、石田川・吹戸川・上倉用悪水は流入する猿渡川の類型に準じてC類型を、西鹿乗川・勢井前川・追田川は流入する鹿乗川の類型に準じてC類型を、それぞれ適用して算出した。

(4) 河川水質の月変化 (令和2年度)

長田川 (1 毛賀知橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	9.3	8.2	8.2	8.7	10	6.9	8.6
BOD	3以下	3.2	2.1	1.9	2.0	2.7	2.8	2.5
COD	—	5.5	4.5	4.7	4.2	3.9	6.1	4.8
S S	25以下	12	11	8	2	5	5	7
全窒素	—	2.0	2.1	2.1	6.0	3.0	5.6	3.5
全燐	—	1.2	0.46	0.73	1.0	0.32	1.6	0.9

長田川 (2 記念橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	12	8.9	9.4	10	10	9.1	9.9
BOD	3以下	2.7	1.3	1.0	0.6	1.4	1.8	1.5
COD	—	5.1	3.1	3.9	3.1	3.8	3.6	3.8
S S	25以下	10	5	3	<1	3	1	4
全窒素	—	2.4	2.1	2.4	4.7	5.3	3.5	3.4
全燐	—	0.93	0.31	0.58	0.62	0.47	0.72	0.6

長田川 (3 榎前橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10	8.8	9.1	10	11	10	9.8
BOD	3以下	4.4	1.3	1.5	0.9	3.2	2.5	2.3
COD	—	6.7	3.1	3.5	3.6	5.2	6.0	4.7
S S	25以下	10	5	5	2	6	6	6
全窒素	—	3.5	2.0	2.2	4.6	5.6	5.6	3.9
全燐	—	1.1	0.22	0.36	0.59	0.48	1.3	0.7

長田川 (4 長田橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.8	7.6	8.3	11	11	9.7	9.4
BOD	3以下	3.5	1.7	1.8	1.0	2.7	2.7	2.2
COD	—	6.0	2.7	3.8	4.3	5.2	4.9	4.5
S S	25以下	15	6	16	2	7	8	9
全窒素	—	3.8	1.9	2.1	5.1	5.3	5.2	3.9
全燐	—	1.0	0.20	0.39	0.51	0.45	0.77	0.6

半場川 (5 隅田橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.7	7.9	8.0	11	13	11	9.9
BOD	5以下	3.4	3.1	1.5	0.5	1.8	2.1	2.1
COD	—	6.2	5.3	3.7	2.6	3.4	4.0	4.2
S S	50以下	23	24	13	2	2	7	12
全窒素	—	2.0	2.2	1.5	1.9	3.0	1.8	2.1
全燐	—	0.23	0.29	0.27	0.12	0.20	0.17	0.21

半場川 (6 和泉橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	7.7	7.8	8.0	9.8	10	10	8.9
BOD	5以下	3.9	1.8	1.2	<0.5	1.9	2.4	2.0
COD	—	7.8	3.4	3.6	2.9	4.3	4.0	4.3
S S	50以下	35	12	11	2	3	11	12
全窒素	—	2.2	1.7	1.3	2.1	3.2	1.7	2.0
全燐	—	0.27	0.16	0.17	0.11	0.20	0.17	0.18

半場川 (7 内浜橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	7.9	6.3	7.4	9.0	10	8.1	8.1
BOD	5以下	3.5	1.6	1.1	<0.5	2.1	1.7	1.8
COD	—	7.2	3.7	3.3	2.8	4.3	4.3	4.3
S S	50以下	45	8	8	3	6	18	15
全窒素	—	2.3	1.9	1.3	3.2	3.4	3.0	2.5
全燐	—	0.39	0.14	0.13	0.12	0.20	0.24	0.20

朝鮮川 (8 山田橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	7.6	7.9	8.0	10	11	8.1	8.8
BOD	3以下	3.6	2.1	0.8	1.6	1.3	8.0	2.9
COD	—	14	4.8	3.6	4.2	3.4	7.0	6.2
S S	25以下	110	16	10	6	1	99	40
全窒素	—	3.0	1.5	0.78	4.1	3.3	5.5	3.0
全燐	—	0.85	0.18	0.14	0.29	0.23	0.60	0.38

稗田川 (10 高棚橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	9.2	10	10	9.4	15	9.5	10.5
BOD	5以下	3.9	0.8	1.1	1.9	1.7	2.9	2.1
COD	—	7.0	3.6	4.5	4.6	4.1	5.4	4.9
S S	50以下	33	5	5	6	9	19	13
全窒素	—	5.8	1.2	1.4	6.0	2.2	1.8	3.1
全燐	—	0.59	0.11	0.20	0.46	0.22	0.18	0.29

鹿乗川 (19 東鹿乗橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	7.7	6.8	8.1	11	9.0	8.1	8.5
BOD	5以下	2.5	4.7	2.5	1.8	3.7	3.8	3.2
COD	—	6.3	5.8	4.2	4.1	6.1	7.1	5.6
S S	50以下	31	24	8	5	22	13	17
全窒素	—	1.6	1.8	1.5	2.6	2.8	3.5	2.3
全燐	—	0.34	0.31	0.24	0.30	0.37	0.37	0.32

(注)(1) : ■印は環境基準値を超過したもの
 (注)(2) : 単位はmg/l

鹿乗川 (21 居林橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	6.8	6.6	7.7	8.7	8.8	7.2	7.6
BOD	5以下	3.0	2.0	1.7	0.8	1.6	4.2	2.2
COD	—	5.9	3.9	3.8	3.3	4.7	5.9	4.6
S S	50以下	41	17	13	3	5	16	16
全窒素	—	1.4	1.4	1.2	2.4	2.8	2.8	2.0
全 燐	—	0.34	0.23	0.19	0.17	0.22	0.30	0.24

西鹿乗川 (22 西鹿乗橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	9.1	8.2	9.7	11	11	10	9.8
BOD	5以下	4.1	1.8	1.4	0.8	1.1	2.1	1.9
COD	—	8.5	4.7	3.7	3.5	3.3	4.8	4.8
S S	50以下	65	16	6	3	7	14	19
全窒素	—	1.4	1.2	0.82	2.4	3.4	3.2	2.1
全 燐	—	0.40	0.18	0.13	0.10	0.14	0.20	0.19

勢井前川 (23 栄古橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10	7.6	10	16	18	12	12.3
BOD	5以下	2.4	2.9	1.0	1.0	1.2	2.3	1.8
COD	—	4.8	6.0	3.7	3.0	3.1	4.1	4.1
S S	50以下	16	29	4	2	3	4	10
全窒素	—	1.3	1.3	1.0	1.5	1.7	2.0	1.5
全 燐	—	0.19	0.19	0.13	0.13	0.15	0.13	0.15

追田川 (24 北安城駅東)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	17	8.9	9.0	20	19	18	15.3
BOD	5以下	1.6	1.5	1.1	1.7	2.4	1.1	1.6
COD	—	7.9	4.6	3.8	4.3	4.4	4.7	5.0
S S	50以下	14	15	6	38	2	3	13
全窒素	—	1.6	1.0	0.78	1.7	3.2	2.1	1.7
全 燐	—	0.81	0.14	0.11	0.19	0.25	0.25	0.29

追田川 (25 広畔橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	20	10	10	17	16	17	15
BOD	5以下	1.2	1.1	0.9	0.5	1.0	3.3	1.3
COD	—	7.4	3.4	3.7	6.5	5.2	8.5	5.8
S S	50以下	37	4	6	<1	2	2	9
全窒素	—	1.5	1.0	0.80	1.8	2.0	2.0	1.5
全 燐	—	0.40	0.10	0.15	0.083	0.11	0.18	0.17

猿渡川 (11 宮 橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.3	6.5	7.9	9.2	9.7	11	8.8
BOD	5以下	3.4	2.2	0.5	0.5	1.7	2.0	1.7
COD	—	7.8	4.2	4.4	3.6	4.3	4.7	4.8
S S	50以下	38	7	12	1	3	5	11
全窒素	—	1.9	1.6	1.1	3.4	4.5	2.9	2.6
全 燐	—	0.38	0.14	0.14	0.22	0.31	0.28	0.25

猿渡川 (13 二百目橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.9	8.6	8.6	9.8	11	13	10
BOD	5以下	3.2	1.4	1.0	<0.5	1.9	2.2	1.7
COD	—	7.0	3.7	3.3	2.9	3.7	4.6	4.2
S S	50以下	52	7	9	3	4	6	14
全窒素	—	2.0	1.6	1.1	2.9	3.6	3.6	2.5
全 燐	—	0.38	0.11	0.12	0.24	0.25	0.25	0.23

石田川 (16 石田橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	9.1	6.9	7.0	7.3	6.8	10	7.9
BOD	5以下	1.8	1.2	1.1	0.8	3.1	4.5	2.1
COD	—	2.7	2.3	2.8	2.6	3.9	5.7	3.3
S S	50以下	4	4	1	1	1	6	3
全窒素	—	1.1	1.2	1.0	1.9	2.3	2.4	1.7
全 燐	—	0.091	0.072	0.069	0.084	0.13	0.20	0.11

吹戸川 (15 依佐美団地下流)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.0	6.8	7.6	7.5	5.0	5.4	6.7
BOD	5以下	3.7	8.3	1.5	2.3	8.0	15	6.5
COD	—	4.8	8.5	3.5	5.4	10	14	7.7
S S	50以下	22	15	6	5	14	14	13
全窒素	—	1.3	2.6	1.5	3.2	4.7	4.8	3.0
全 燐	—	0.16	0.30	0.14	0.26	0.55	0.50	0.32

上倉用悪水 (18 アイシン機工南)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	11	12	16	14	14	12	13.2
BOD	5以下	1.0	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	1.6	0.8
COD	—	3.1	2.7	2.8	2.4	2.1	3.1	2.7
S S	50以下	7	4	2	<1	2	6	4
全窒素	—	0.65	0.93	0.59	0.76	0.58	0.73	0.71
全 燐	—	0.044	0.061	0.083	0.076	0.033	0.067	0.061

油ヶ淵 (27 見合橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10	5.8	6.2	12	11	12	9.5
BOD	—	3.5	1.9	2.0	2.5	1.0	5.6	2.6
COD	5以下	6.1	5.0	4.9	4.3	3.6	7.5	5.2
S S	15以下	25	14	14	14	8	19	18
全窒素	—	1.8	1.6	1.5	2.6	3.4	3.2	2.4
全 燐	—	0.20	0.25	0.22	0.15	0.21	0.28	0.22

(注) (1) : ■ 印は環境基準値を超過したもの

(注) (2) : 単位はmg/l

(注) (3) : 環境基準未指定河川の環境基準は、石田川・吹戸川・上倉用悪水は流入する猿渡川の類型に準じてC類型の、西鹿乗川・勢井前川・追田川は流入する鹿乗川の類型に準じてC類型の環境基準をそれぞれ適用した。

(5) 河川水質の経年変化

採水地点 年 度 測定項目	環境基準 (※C類型 (B類型))	長 田 川 (B 類 型)※H30まではC類型									
		1 毛賀知橋					2 記念橋				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
流 量 (m ³ /s)	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4
p H	6.5以上8.5以下	7.2	7.2	7.1	7.2	7.1	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2
D O (mg/ℓ)	5以上	8.6	8.8	8.6	8.6	8.6	10.5	11.0	9.6	10.1	9.9
B O D (mg/ℓ)	3以下 ※5以下	2.7	3.3	2.6	2.5	2.8	1.6	1.6	2.0	3.0	1.8
C O D (mg/ℓ)	—	6.5	5.4	6.6	6.7	5.5	4.6	4.6	4.8	5.5	3.9
S S (mg/ℓ)	25以下 ※50以下	5	10	8	9	7	3	6	4	6	4
全窒素 (mg/ℓ)	—	2.2	2.7	2.9	2.0	3.5	2.7	2.7	2.6	2.3	3.4
全リン (mg/ℓ)	—	2.3	3.1	3.0	1.5	0.9	1.5	2.0	1.8	1.0	0.6
電気伝導率 (mS/m)	—	24	21	23	24	24	22	21	23	24	24

採水地点 年 度 測定項目	環境基準 (※C類型 (B類型))	長 田 川 (B 類 型)※H30まではC類型									
		3 榎前橋					4 長田橋				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
流 量 (m ³ /s)	—	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	0.3	0.3	0.5	0.8
p H	6.5以上8.5以下	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	7.2	7.2	7.3	7.3
D O (mg/ℓ)	5以上	10.7	10.0	9.3	9.7	9.8	10.0	9.1	8.8	8.9	9.4
B O D (mg/ℓ)	3以下 ※5以下	3.1	2.7	4.3	4.6	3.2	5.7	3.9	2.7	4.9	2.7
C O D (mg/ℓ)	—	6.0	5.9	6.2	7.1	6.0	6.3	5.3	5.3	6.8	5.2
S S (mg/ℓ)	25以下 ※50以下	6	8	9	18	6	9	8	9	17	9
全窒素 (mg/ℓ)	—	3.3	3.0	3.3	3.0	3.9	3.1	3.3	3.0	3.0	3.9
全リン (mg/ℓ)	—	1.1	1.4	1.4	0.7	0.7	1.2	1.1	1.0	0.6	0.6
電気伝導率 (mS/m)	—	24	23	24	25	25	24	22	24	23	26

(注) (1) ■ : 環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	半 場 川 (C 類 型)									
		5 隅田橋					6 和泉橋				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
流 量 (m ³ /s)	—	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
p H	6.5以上8.5以下	7.2	7.2	7.0	7.1	7.2	7.2	7.1	7.0	7.1	7.1
D O (mg/ℓ)	5以上	9.7	10.0	9.8	9.6	9.9	9.9	9.6	8.7	9.7	8.9
B O D (mg/ℓ)	5以下	2.6	3.4	3.6	4.2	3.1	2.9	3.3	2.6	3.3	2.4
C O D (mg/ℓ)	—	4.8	4.0	6.0	6.9	5.3	4.7	4.6	5.8	5.3	4.3
S S (mg/ℓ)	50以下	8	7	10	14	12	10	11	13	14	12
全窒素 (mg/ℓ)	—	2.4	2.1	2.7	2.3	2.1	2.3	2.0	2.5	1.9	2.0
全リン (mg/ℓ)	—	0.2	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	13	13	15	14	12	14	13	16	13	13

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	半 場 川 (C 類 型)					稗 田 川 (C 類 型)				
		7 内浜橋					10 高棚橋				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
流 量 (m ³ /s)	—	1.3	0.8	0.6	0.8	0.6	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1
p H	6.5以上8.5以下	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	7.2	7.1	7.0	7.5	7.1
D O (mg/ℓ)	5以上	8.3	8.0	7.7	8.3	8.1	11.3	12.0	11.0	12.3	10.5
B O D (mg/ℓ)	5以下	2.4	2.8	2.1	2.3	2.1	1.7	2.1	2.0	0.9	2.9
C O D (mg/ℓ)	—	5.2	4.1	6.4	5.9	4.3	6.2	5.0	6.8	4.4	5.4
S S (mg/ℓ)	50以下	13	10	16	18	15	14	9	8	6	13
全窒素 (mg/ℓ)	—	2.8	2.4	2.9	2.3	2.5	4.2	2.5	1.7	1.8	3.1
全リン (mg/ℓ)	—	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2	0.2	0.3
電気伝導率 (mS/m)	—	23	22	25	22	20	20	17	15	12	19

(注) (1) ■ :環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

採水地点 年 度 測定項目	環境基準 (※C類型 (B類型))	朝鮮川 (B類型)※H30まではC類型				
		8 山田橋				
		H28	H29	H30	R1	R2
流量 (m ³ /s)	—	0.4	0.3	0.2	0.2	0.3
p H	6.5以上8.5以下	6.9	7.0	6.7	6.8	6.8
D O (mg/ℓ)	5以上	8.8	9.0	8.1	7.9	8.8
B O D (mg/ℓ)	3以下 ※5以下	3.8	4.8	2.5	4.0	3.6
C O D (mg/ℓ)	—	7.2	5.7	7.6	14.0	7.0
S S (mg/ℓ)	25以下 ※50以下	13	14	55	77	40
全窒素 (mg/ℓ)	—	3.2	3.0	3.7	2.9	3.0
全リン (mg/ℓ)	—	0.3	0.3	0.5	0.5	0.4
電気伝導率 (mS/m)	—	18	26	25	24	24

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	鹿乗川 (C類型)									
		19 東鹿乗橋					21 居林橋				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
流量 (m ³ /s)	—	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8	2.4	2.1	2.0	1.6	1.7
p H	6.5以上8.5以下	7.3	7.3	7.0	7.1	7.2	7.2	7.2	7.0	7.0	7.1
D O (mg/ℓ)	5以上	8.4	8.7	7.9	7.6	8.5	7.2	7.5	7.2	7.3	7.6
B O D (mg/ℓ)	5以下	8.1	3.5	3.9	5.8	3.8	4.0	4.3	3.6	4.2	3.0
C O D (mg/ℓ)	—	7.7	6.0	7.0	7.9	6.3	6.4	5.5	6.5	7.3	5.9
S S (mg/ℓ)	50以下	12	13	21	22	17	18	19	18	22	16
全窒素 (mg/ℓ)	—	2.9	2.5	2.6	2.1	2.3	2.5	2.4	2.4	1.9	2.0
全リン (mg/ℓ)	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	19	19	20	19	20	18	18	19	16	17

(注) (1) ■ :環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

採水地点 年 度 測定項目	環境基準 (注3基準)	西 鹿 乗 川 (類型未指定)				
		22 西鹿乗橋				
		H28	H29	H30	R1	R2
流 量 (m ³ /s)	—	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3
p H	6.5以上8.5以下	7.1	7.2	7.0	7.1	7.1
D O (mg/l)	5以上	9.1	9.5	9.6	10.1	9.8
B O D (mg/l)	5以下	4.8	2.8	2.8	2.3	2.1
C O D (mg/l)	—	7.4	6.5	6.0	7.0	4.8
S S (mg/l)	50以下	16	17	16	22	19
全窒素 (mg/l)	—	2.6	2.1	2.3	2.0	2.1
全リン (mg/l)	—	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	20	16	19	16	18

採水地点 年 度 測定項目	環境基準 (※C/D類型) (注3基準)	猿 渡 川 (C 類 型) ※H30まではD類型									
		11 宮 橋					13 二 百 目 橋				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
流 量 (m ³ /s)	—	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.9	1.1	1.1	1.0	1.0
p H	6.5以上8.5以下	7.2	7.1	7.1	7.2	7.2	7.1	7.2	7.1	7.2	7.2
D O (mg/l)	5以上	9.3	8.7	9.3	8.7	8.8	10.2	9.5	10.0	9.7	10.0
B O D (mg/l)	5以下 ※8以下	4.0	3.1	1.9	2.7	2.2	2.3	2.7	1.5	2.3	2.2
C O D (mg/l)	—	4.5	4.7	5.0	5.0	4.7	4.3	4.7	5.0	4.7	4.6
S S (mg/l)	50以下 ※100以下	6	12	9	8	11	8	10	9	9	14
全窒素 (mg/l)	—	2.2	2.7	3.1	2.3	2.6	2.1	2.4	2.5	2.2	2.5
全リン (mg/l)	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	13	16	19	18	14	13	15	16	16	15

(注) (1) :環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

(注) (3) 環境基準未指定河川の西鹿乗川の環境基準は、流入する鹿乗川に準じてC類型の環境基準を適用した。

採水地点 年 測定項目	環境基準 (注3)	勢井前川 (類型未指定)				
		23 栄古橋				
		H28	H29	H30	R1	R2
流量 (m ³ /s)	—	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2
p H	6.5以上8.5以下	7.1	7.2	7.0	7.2	7.5
D O (mg/l)	5以上	10.7	11.0	10.1	11.5	12.3
BOD (mg/l)	5以下	2.2	2.1	2.1	2.0	2.4
COD (mg/l)	—	4.2	4.0	5.9	5.4	4.8
S S (mg/l)	50以下	6	5	9	15	10
全窒素 (mg/l)	—	1.7	1.8	2.3	1.5	1.5
全リン (mg/l)	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	13	14	17	13	12

採水地点 年 測定項目	環境基準 (注3)	追田川 (類型未指定)									
		24 北安城駅東					25 広畔橋				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
流量 (m ³ /s)	—	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3
p H	6.5以上8.5以下	8.1	7.9	7.5	7.9	8.5	7.8	8.3	7.9	8.4	8.4
D O (mg/l)	5以上	14.8	14.0	10.3	12.6	15.3	13.3	14.0	12.5	13.7	15.0
BOD (mg/l)	5以下	2.3	4.2	4.9	4.5	1.7	2.1	1.7	2.4	2.1	1.2
COD (mg/l)	—	7.2	6.5	8.2	9.7	4.7	6.5	6.8	7.1	8.6	7.4
S S (mg/l)	50以下	10	14	36	33	13	4	11	9	14	9
全窒素 (mg/l)	—	2.4	1.4	2.7	1.8	1.7	1.6	1.2	1.8	1.4	1.5
全リン (mg/l)	—	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	22	18	27	26	26	25	19	27	27	29

(注) (1) ■ :環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

(注) (3) 環境基準未指定河川の勢井前川及び追田川の環境基準は、流入する鹿乗川に準じてC類型の環境基準を適用した。

採水地点 年 度 測定項目	環境基準 (注3基準)	吹戸川 (類型未指定)					石田川 (類型未指定)				
		15 依佐美団地下流					16 石田橋				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
流量 (m ³ /s)	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.0	0.0	0.1	0.1
p H	6.5以上8.5以下	7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	6.9	6.9	6.7	6.8	6.8
D O (mg/ℓ)	5以上	7.6	7.5	7.1	6.4	6.7	8.5	6.3	7.4	7.7	7.9
B O D (mg/ℓ)	5以下 ※8以下	10.0	5.7	5.8	12.0	8.0	4.2	5.2	3.5	2.9	3.1
C O D (mg/ℓ)	—	9.2	7.1	9.0	18.0	10.0	4.5	3.7	5.2	4.9	3.9
S S (mg/ℓ)	50以下 ※100以下	7	9	10	16	13	7	2	9	6	3
全窒素 (mg/ℓ)	—	3.2	2.7	2.6	2.6	3.0	2.2	2.6	2.1	1.7	1.7
全リン (mg/ℓ)	—	0.3	0.2	0.2	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
電気伝導率 (mS/m)	—	18	16	18	18	17	14	18	15	14	13

採水地点 年 度 測定項目	環境基準 (注3基準)	上倉用悪水 (類型未指定)				
		18 アイシン機工南				
		H28	H29	H30	R1	R2
流量 (m ³ /s)	—	0.7	0.4	0.3	0.4	0.3
p H	6.5以上8.5以下	7.9	7.9	7.5	7.8	7.5
D O (mg/ℓ)	5以上	14.9	14.0	12.2	12.5	13.2
B O D (mg/ℓ)	5以下 ※8以下	2.2	1.1	1.2	1.4	1.0
C O D (mg/ℓ)	—	5.0	3.3	3.6	3.7	3.1
S S (mg/ℓ)	50以下 ※100以下	9	5	12	3	4
全窒素 (mg/ℓ)	—	1.4	0.7	1.0	0.6	0.7
全リン (mg/ℓ)	—	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1
電気伝導率 (mS/m)	—	14	9	10	9	10

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	油ヶ淵 (湖沼B類型)				
		27 見合橋				
		H28	H29	H30	R1	R2
流量 (m ³ /s)	—	H30実績から 掲載		0.0	0.0	0.0
p H	6.5以上8.5以下		7.3	7.9	7.9	
D O (mg/ℓ)	5以上		8.4	10.7	9.5	
B O D (mg/ℓ)	—		3.5	3.8	3.5	
C O D (mg/ℓ)	5以下		7.2	6.9	6.1	
S S (mg/ℓ)	15以下		20.0	14	18	
全窒素 (mg/ℓ)	—		2.2	2.1	2.4	
全リン (mg/ℓ)	—		0.3	0.2	0.2	
電気伝導率 (mS/m)	—		30.0	50	63	

(注) (1) ■ : 環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

(注) (3) 環境基準未指定河川の吹戸川、石田川及び上倉用悪水の環境基準は、流入する猿渡川に準じてC類型の環境基準を適用した。H30まではD類型。

(6) 河川水質・底質の細密調査結果

(令和2年度)

分析項目	単位	調査地点					環境基準 B類型 (河川)	
		長田川 (B類型)				朝鮮川 (B類型)		
		毛賀知橋	記念橋	榎前橋	長田橋	山田橋		
		No.1	No.2	No.3	No.4	No.8		
一般項目	採取日	月日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	-
	採取時間	時:分	11:35	10:35	10:05	10:00	13:05	-
	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	-
	気温	℃	16	16.3	16.1	11.8	15.9	-
	外観	-	淡黄色	無色	無色	無色	淡黄色	-
	臭気(冷)	-	微下水臭	無臭	無臭	微下水臭	微下水臭	-
	透視度	度	100<	100<	100<	100<	100<	-
	水温	℃	19.0	17.6	15.8	14.9	15.6	-
	水深	m	0.63	0.40	0.33	0.30	0.08	-
	川幅	m	4.20	5.60	7.60	18.40	4.00	-
流量	m ³ /s	0.201	0.295	0.35	0.444	0.1	-	
水質項目	水素イオン濃度(pH)	-	7.0	7.1	7.2	7.2	6.7	6.5~8.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.7	10.0	10.0	11.0	10.0	5以上
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.0	0.6	0.9	1.0	1.6	3以下
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	4.2	3.1	3.6	4.3	4.2	-
	浮遊物質量(SS)	mg/L	2	<1	2	2	6	25以下
	総窒素(T-N)	mg/L	6.0	4.7	4.6	5.1	4.1	-
	総リン(T-P)	mg/L	1.0	0.6	0.59	0.51	0.29	-
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.07	0.04	0.07	0.09	0.44	-
	電気伝導率	mS/m	32	27	29	32	24	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	79000	7900	17000	79000	7900	5000以下
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02	0.01	0.04	0.02	0.01	-
	カドミウム(Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン(CN)	mg/L	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	検出されないこと
	鉛(Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
	砒素(As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀(T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	
銅(Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	
亜鉛(Zn)	mg/L	0.013	0.021	0.032	0.047	0.005	0.03以下	
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	0.06	-	-	-	<0.05	-
	鉛含有量	mg/kg	4.5	-	-	-	2.5	-
	亜鉛含有量	mg/kg	54	-	-	-	23	-
	銅含有量	mg/kg	8.2	-	-	-	2.9	-
	総水銀含有量	mg/kg	0.01	-	-	-	0.01	-
	総クロム含有量	mg/kg	31	-	-	-	18	-
	砒素含有量	mg/kg	<0.5	-	-	-	0.5	-
	総窒素含有量	mg/g	220	-	-	-	60	-
総リン含有量	mg/g	510	-	-	-	98	-	

(注) (1) NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥資料に対する濃度。

(注) (2) : 環境基準値を超えたもの。

分析項目	単位	調査地点									環境基準 C類型 (河川)
		半場川 (C類型)			稗田川 (C類型)		鹿乗川 (C類型)				
		隅田橋	和泉橋	内浜橋	デンソー 高棚南	高棚橋	東鹿乗橋	秋葉下橋	居林橋		
		No.5	No.6	No.7	No.9	No.10	No.19	No.20	No.21		
一般項目	採取日	月日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	-
	採取時間	時:分	13:45	09:30	11:00	09:00	09:15	13:20	12:35	11:30	-
	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-
	気温	℃	16.4	16	12.4	11.2	11.4	18.4	17.5	13.6	-
	外観	-	無色	無色	淡黄色	無色	無色	淡黄色	淡黄色	無色	-
	臭気(冷)	-	無臭	無臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	無臭	微下水臭	-
	透視度	度	100<	100<	88	89	96	66	56	69	-
	水温	℃	17.0	13.5	14.2	15.0	15.0	20	16.5	13.8	-
	水深	m	0.34	0.29	1.40	0.03	0.46	0.36	0.35	0.89	-
	川幅	m	3.20	6.60	27.60	1.40	4.40	6.60	10.00	10.20	-
	流量	m ³ /s	0.215	0.222	0.574	0.006	0.024	0.532	0.852	0.748	-
水質項目	水素イオン濃度(pH)	-	7.3	7.2	7.1	7.0	7.2	7.3	7.1	7.1	6.5~8.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L	11	9.8	9.0	9.8	9.4	11	8.9	8.7	5以上
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.9	1.8	1.5	0.8	5以下
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.6	2.9	2.8	3.3	4.6	4.1	3.7	3.3	-
	浮遊物質質量(SS)	mg/L	2	2	3	1	6	5	6	3	50以下
	全窒素(T-N)	mg/L	1.9	2.1	3.2	3.5	6.0	2.6	2.7	2.4	-
	全リン(T-P)	mg/L	0.12	0.11	0.12	0.34	0.46	0.30	0.22	0.17	-
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	0.04	0.03	0.08	0.02	0.03	0.04	0.05	-
	電気伝導率	mS/m	12	14	25	23	28	23	23	22	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	7900	33000	17000	3300	11000	33000	17000	7900	-
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.03	0.01	<0.01	0.01	0.04	0.01	0.01	0.01	-
	カドミウム(Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン(CN)	mg/L	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	検出されないこと
	鉛(Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
	砒素(As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀(T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	
銅(Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	
亜鉛(Zn)	mg/L	0.002	0.003	0.009	0.008	0.01	0.007	0.012	0.005	0.03以下	
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	<0.05	-	-	-	<0.05	0.06	-	<0.05	-
	鉛含有量	mg/kg	1.5	-	-	-	2.7	5.4	-	3.1	-
	亜鉛含有量	mg/kg	19	-	-	-	39	88	-	48	-
	銅含有量	mg/kg	2.3	-	-	-	2.9	13	-	4.8	-
	総水銀含有量	mg/kg	<0.01	-	-	-	<0.01	0.02	-	0.01	-
	総クロム含有量	mg/kg	12	-	-	-	19	17	-	17	-
	砒素含有量	mg/kg	<0.5	-	-	-	0.8	1.4	-	0.9	-
	総窒素含有量	mg/g	140	-	-	-	120	140	-	180	-
総リン含有量	mg/g	99	-	-	-	240	480	-	260	-	

(注) (1) NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥資料に対する濃度。

(注) (2) : 環境基準値を超えたもの。

分析項目	単位	調査地点									環境基準 C類型 (河川)
		西鹿乗川 (類型未指定)	勢井前川 (類型未指定)	追田川 (類型未指定)			猿渡川 (C類型)				
		西鹿乗橋 No.22	栄古橋 No.23	北安城駅 東 No.24	広畔橋 No.25	鹿乗川 合流地点 No.26	宮橋 No.11	野池橋 No.12	二百目橋 No.13		
一般項目	採取日	月日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	-
	採取時間	時:分	13:35	12:55	14:00	11:58	12:00	09:20	09:40	08:10	-
	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-
	気温	℃	18.5	18.1	18.6	16.1	15.2	10.9	12.9	9.4	-
	外観	-	淡黄色	淡黄色	淡灰白色	淡黄色	無色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	-
	臭気(冷)	-	無臭	無臭	微下水臭	微下水臭	無臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	-
	透視度	度	100<	100<	17	100<	100<	100<	100<	100<	-
	水温	℃	16.4	18.0	17.0	16.5	15.7	12.8	13.8	11	-
	水深	m	0.40	0.30	0.11	0.11	0.19	0.30	0.30	0.41	-
	川幅	m	4.80	5.40	2.40	4.60	3.00	6.60	8.70	12.00	-
	流量	m ³ /s	0.186	0.084	0.064	0.163	0.342	0.22	0.422	0.761	-
水質項目	水素イオン濃度(pH)	-	7.2	7.7	9.0	8.4	9.2	7.2	7.1	7.1	6.5~8.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L	11	16	20	17	15	9.2	10	9.8	5以上
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.8	1.0	1.7	0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	5以下
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	3.5	3.0	4.3	6.5	3.2	3.6	2.6	2.9	-
	浮遊物質質量(SS)	mg/L	3	2	38	<1	1	1	1	3	50以下
	全窒素(T-N)	mg/L	2.4	1.5	1.7	1.8	0.81	3.4	3.0	2.9	-
	全リン(T-P)	mg/L	0.10	0.13	0.19	0.083	0.041	0.22	0.16	0.24	-
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04	0.01	0.08	0.04	0.04	-
	電気伝導率	mS/m	24	14	38	43	17	18	18	20	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	3300	2400	4900	790	79	3300	4900	17000	-
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.04	0.02	0.01	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01	-
	カドミウム(Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン(CN)	mg/L	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	検出されないこと
	鉛(Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
砒素(As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	
総水銀(T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	
銅(Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	
亜鉛(Zn)	mg/L	0.002	0.002	0.004	0.003	0.003	0.012	0.01	0.014	0.03以下	
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	<0.05	<0.05	0.34	0.10	-	<0.05	-	<0.05	-
	鉛含有量	mg/kg	5.0	2.6	25	7.8	-	2.0	-	2.7	-
	亜鉛含有量	mg/kg	70	39	370	140	-	33	-	69	-
	銅含有量	mg/kg	10	5.7	45	30	-	2.4	-	4.3	-
	総水銀含有量	mg/kg	0.01	0.01	0.05	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-
	総クロム含有量	mg/kg	28	22	35	71	-	32	-	23	-
	砒素含有量	mg/kg	0.9	0.5	4.1	1.9	-	<0.5	-	<0.5	-
	総窒素含有量	mg/g	180	120	2200	170	-	49	-	66	-
総リン含有量	mg/g	370	250	1700	310	-	120	-	130	-	

(注) (1) NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥資料に対する濃度。

(注) (2) : 環境基準値を超えたもの。

(注) (3) 環境環境基準未指定河川の西鹿乗川、勢井前川、追田川の環境基準は、流入する鹿乗川に準じてC類型の環境基準を適用した。

分析項目	単位	吹戸川 (類型未指定)						環境基準		
		吹戸川 (類型未指定)		石田川 (類型未指定)	上倉用悪水 (類型未指定)		油ヶ淵 (B類型)	C類型 (河川)	B類型 (湖沼)	
		谷田橋 No.14	依佐美団 地下流 No.15	石田橋 No.16	御幸橋 No.17	アイシン 機工南 No.18	見合橋 No.27			
一般項目	採取日	月日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	11月5日	-	-
	採取時間	時:分	10:27	10:45	09:55	14:25	11:10	10:30	-	-
	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-	-
	気温	℃	15.2	15.5	13.1	18.5	15.8	11.9	-	-
	外観	-	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	無色	-	-
	臭気(冷)	-	無臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	-	-
	透視度	度	45	66	100<	100<	100<	37	-	-
	水温	℃	13.2	17.9	15	16.8	14.8	14.5	-	-
	水深	m	0.03	0.35	0.83	0.14	0.11	-	-	-
	川幅	m	6.60	7.00	4.00	4.60	4.00	-	-	-
	流量	m ³ /s	0.038	0.126	0.067	0.081	0.128	-	-	-
水質項目	水素イオン濃度(pH)	-	7.0	7.1	6.9	7.4	7.4	8.0	6.5~8.5	6.5~8.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L	7.6	7.5	7.3	10	14	12	5以上	5以上
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.7	2.3	0.8	0.5	<0.5	2.5	5以下	-
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	4.2	5.4	2.6	2.7	2.4	4.3	-	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/L	3	5	1	1	<1	14	50以下	15以下
	全窒素(T-N)	mg/L	4.7	3.2	1.9	0.61	0.76	2.6	-	-
	全リン(T-P)	mg/L	0.29	0.26	0.084	0.17	0.076	0.15	-	-
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.18	0.08	0.03	<0.01	<0.01	0.03	-	-
	電気伝導率	mS/m	21	22	16	13	12	43	-	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	33000	3300	33000	4900	1700	490	-	-
	陰イオン界面活性剤カドミウム(Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	0.003以下
	全シアン(CN)	mg/L	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	ND(<0.01)	検出されないこと	検出されないこと
	鉛(Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	0.01以下
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下	0.05以下
	砒素(As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	0.01以下
総水銀(T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	0.0005以下	
銅(Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-	
亜鉛(Zn)	mg/L	0.007	0.009	0.007	0.006	0.004	0.005	0.03以下	0.03以下	
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	-	<0.05	0.05	-	0.40	0.11	-	-
	鉛含有量	mg/kg	-	1.6	2.9	-	29	8	-	-
	亜鉛含有量	mg/kg	-	39	73	-	450	87	-	-
	銅含有量	mg/kg	-	3.7	9.2	-	42	16	-	-
	総水銀含有量	mg/kg	-	<0.01	<0.01	-	0.08	0.02	-	-
	総クロム含有量	mg/kg	-	19	57	-	49	22	-	-
	砒素含有量	mg/kg	-	<0.5	0.6	-	3.3	1.3	-	-
	総窒素含有量	mg/g	-	150	61	-	1000	1300	-	-
総リン含有量	mg/g	-	130	110	-	1200	360	-	-	

(注) (1) NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥資料に対する濃度。

(注) (2) : 環境基準値を超えたもの。

(注) (3) 環境環境基準未指定河川の吹戸川、石田川、上倉用悪水の環境基準は、流入する猿渡川に準じてC類型の環境基準を適用した。

2 騒音・振動

(1) 自動車交通騒音測定結果

(単位：dB)

路線名	車線数	測定場所	道路端からの距離(m)	測定年月日	昼間	夜間	用途地域	要請限度			適要合請状況
								区分	昼間	夜間	
一般国道1号(1)	4	尾崎町西勘定	0.0	R3.1.25 ~ R3.1.29	71	66	調整	b	75	70	○
一般国道1号(2)	4	東栄町3丁目	2.0	R3.1.25 ~ R3.1.29	64	61	準住居	b	75	70	○
豊田安城線	2	橋目町公民館	0.0	R3.1.25 ~ R3.1.29	70	67	調整	b	75	70	○
安城幸田線	2	河野町公民館	0.0	R3.1.25 ~ R3.1.29	71	67	調整	b	75	70	○
一般国道23号	4	城ヶ入町団戸	0.0	R3.2.1 ~ R3.2.5	65	63	調整	b	75	70	○
豊田一色線	4	三河安城南町1丁目	0.0	R3.2.1 ~ R3.2.5	67	63	近商	c	75	70	○
岡崎半田線	2	高棚町土井ノ内	0.0	R3.2.1 ~ R3.2.5	68	65	調整	b	75	70	○
岡崎刈谷線	2	大山町1丁目	0.0	R3.2.1 ~ R3.2.5	68	65	準住居	b	75	70	○
安城碧南線	2	安城市役所	0.0	R2.12.21 ~ R2.12.24	67	62	近商	c	75	70	○

※道路交通騒音の適合状況の判断は要請限度に基づいて行った。

(2) 道路交通振動測定結果

測定場所	一般国道1号 東栄町3丁目		岡崎刈谷線 大山町一丁目	
	用途地域	準住居	用途地域	準住居
測定年月日	R3.1.25~R3.1.26		R3.2.3~R3.2.4	
区分	測定値	要請限度	測定値	要請限度
昼間	41	65	41	65
夜間	42	60	41	60

※道路交通振動の適合状況判断は要請限度に基づいて行った。

(3) 主要路線（一般国道1号、一般国道23号）自動車交通騒音の経年変化

① 一般国道1号（消防今村分団詰所） 準住居地域 4車線 (単位：dB)

年度												
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	要請限度
区分												
昼間	6:00～22:00	63	68	63	63	63	63	66	71	64	64	75
夜間	22:00～6:00	63	67	62	62	62	62	65	67	63	61	70

※平成23年度までは県が測定。

② 一般国道23号（城ヶ入町団戸） 調整区域 4車線 (単位：dB)

年度												
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	要請限度
区分												
昼間	6:00～22:00	61	66	64	65	63	63	64	65	64	65	75
夜間	22:00～6:00	58	62	62	63	62	61	62	63	62	63	70

※平成23年度までは榎前町西林にて測定

(4) 主要路線（一般国道1号）道路交通振動の経年変化

準住居地域 4車線 消防今村分団詰所

(単位：dB)

年度												
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	要請限度
区分												
昼間	7:00～20:00	40	40	39	37	38	41	37	39	38	41	65
夜間	20:00～7:00	41	40	40	38	39	41	37	38	38	42	60

(5) 自動車騒音常時監視結果

環境基準の達成状況

路線名 (測定地点)	評価区間			等価騒音 レベル LAeq (dB)		道路に面する地域における面的評価			
	始点	終点	区間の 延長 (km)			環境基準達成率 (達成戸数)			区間内 全戸数
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜	
一般国道1号 (尾崎町西勘定31-3)	柿碕町	東栄町	1.9	71	66	100.0% (42)	85.7% (36)	85.7% (36)	42
一般国道1号 (東栄町3-7-15)	東栄町	今本町	2.2	64	62	100.0% (625)	96.0% (600)	96.0% (600)	625
岡崎半田線 (高棚町土井ノ内106)	高棚町	高棚町	2.4	68	65	100.0% (69)	100.0% (69)	100.0% (69)	69
令和2年度環境基準の面的評価達成状況						100.0% (736)	95.8% (705)	95.8% (705)	736

注1 幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準は、昼間（6時～22時）70dB、夜間（22時～翌朝6時）65dB。環境基準値を超過した等価騒音レベルを、 で示した。

注2 面的評価は、道路から50m範囲内の全ての住戸等について、騒音レベルを推計し、環境基準の基準値と比較し、環境基準を達成する住戸等の戸数及び割合を算出することにより評価を行った。

注3 環境基準達成率は、評価区間内の戸数で評価した。

(6) 新幹線鉄道騒音環境基準達成状況

資料：県環境局環境政策部

測定場所	用途地域 (地域類型)	東京起 点距離 (km)	測定 地点 側の 軌道	構造物の種類		軌道の 種類	測定年月日	列車速度 (km/h)	騒音測定結果		環境基準 (dB)
				種類	軌道の 高さ				2.5 m (dB)	5.0 m (dB)	
古井町 井ノ池	1種住居 (I)	308.0	下り	ラーメン 高架 (RC)	6.5	有道床 バラストマット 有	H30.6.26	275	68	62	70
							R1.9.2	260	67	61	
							R2.9.24	261	69	63	
百石町	1種 中高住 (I)	310.7	下り	ラーメン 高架 (RC)	5.2	有道床 バラストマット 有	H30.9.27	264	72	66	70
							-	-	※	※	
							R2.9.29	267	70	65	
美園町	1種 中高住 (I)	313.7	下り	盛土	6.0	有道床 バラストマット 有	H30.9.27	259	71	69	70
							R1.10.9	264	69	67	
							R2.9.29	265	70	67	

■ は環境基準を超えたことを表す。
 ※ 工事のため欠測

(7) 新幹線鉄道振動指針値達成状況

資料：県環境局環境政策部

測定場所	用途地域 (地域類型)	東京起 点距離 (km)	測定 地点 側の 軌道	構造物の種類		軌道の 種類	測定年月日	列車速度 (km/h)	振動測定結果		指針値 (dB)
				種類	軌道の 高さ				12.5m (dB)	2.5 m (dB)	
古井町 井ノ池	1種住居 (I)	308.0	下り	ラーメン 高架 (RC)	6.5	有道床 バラストマット 有	H30.6.26	275	69	65	70
							R1.9.2	260	69	65	
							R2.9.24	261	71	65	

■ は環境基準を超えたことを表す。

○ 新幹線鉄道騒音関係法令等

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」

昭和50. 7. 29 環境庁告示46号

「新幹線鉄道騒音対策要綱」

昭和51. 3. 5 閣議了解

3 大気汚染

(1)大気汚染測定地点

(令和2年度)

調査地点		項目	SO ₂	NO _x	SPM	PM2.5	O _x	風向	風速
県大気測定局	安城農林高校		○	○	○	○	○	○	○

※市役所の大気測定局は、平成30年度以降欠測。令和元年度末をもって廃止。

(2) 県大気測定局(安城農林高校)における測定結果

① 二酸化硫黄 (SO₂)

資料：県環境局環境政策部

年度	項目	有日効数測定 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを超えた 時間数とその割合		1日平均値が 0.04ppmを超えた 日数とその割合		環境基準 の適否	1日平均 値の2% 除外値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)
					(時間)	(%)	(日)	(%)			
H23		365	8670	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.002	0.014
H24		365	8660	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.002	0.009
H25		358	8559	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.002	0.008
H26		365	8656	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.002	0.009
H27		364	8647	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.002	0.010
H28		365	8670	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.001	0.009
H29		333	7934	0.000	0	0.0	0	0.0	○	0.001	0.009
H30		365	8671	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.002	0.009
R1		366	8691	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.002	0.007
R2		365	8675	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.002	0.010

② 浮遊粒子状物質 (SPM)

資料：県環境局環境政策部

年度	項目	測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		1日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		環境基準 の適否	1日平均 値の2% 除外値 (mg/m ³)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)
					(時間)	(%)	(日)	(%)			
H23		363	8708	0.018	0	0.0	0	0.0	○	0.046	0.155
H24		362	8675	0.018	0	0.0	0	0.0	○	0.052	0.123
H25		357	8584	0.023	0	0.0	0	0.0	○	0.054	0.168
H26		361	8663	0.022	0	0.0	0	0.0	○	0.052	0.119
H27		362	8684	0.021	0	0.0	0	0.0	○	0.049	0.126
H28		359	8643	0.017	0	0.0	0	0.0	○	0.037	0.100
H29		361	8665	0.016	0	0.0	0	0.0	○	0.037	0.084
H30		360	8655	0.018	1	0.0	0	0.0	○	0.049	0.222
R1		362	8720	0.015	0	0.0	0	0.0	○	0.038	0.157
R2		362	8691	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.032	0.084

③ 二酸化窒素 (NO₂)

資料：県環境局環境政策部

年度	項目	測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		1日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		環境基準 の適否	1日平均 値の年間 98%値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)
					(日)	(%)	(日)	(%)			
H23		365	8679	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.03	0.061
H24		365	8668	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.03	0.050
H25		361	8594	0.013	0	0.0	0	0.0	○	0.029	0.062
H26		365	8669	0.012	0	0.0	0	0.0	○	0.028	0.054
H27		365	8664	0.012	0	0.0	0	0.0	○	0.026	0.049
H28		361	8580	0.011	0	0.0	1	0.3	○	0.026	0.057
H29		365	8675	0.011	0	0.0	0	0.0	○	0.026	0.059
H30		363	8662	0.011	0	0.0	0	0.0	○	0.026	0.054
R1		363	8685	0.010	0	0.0	0	0.0	○	0.027	0.048
R2		363	8670	0.010	0	0.0	0	0.0	○	0.024	0.047

④ 光化学オキシダント(OX)

資料：県環境局環境政策部

年度	項目	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数及び日数とその割合				環境適否	昼間の1時間値の最高値 (ppm)
					(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)		
H23		366	5434	0.03	472	8.7	94	25.7	2	0.04	2	0.3	×	0.134
H24		365	5422	0.032	519	9.6	99	27.1	2	0.04	1	0.0	×	0.113
H25		363	5381	0.034	585	10.9	106	29.2	0	0.0	0	0.0	×	0.105
H26		365	5387	0.032	549	10.2	102	27.9	0	0.0	0	0.0	×	0.105
H27		361	5344	0.031	457	8.6	87	24.1	3	0.1	1	0.3	×	0.135
H28		363	5385	0.032	397	7.4	79	21.8	1	0.0002	1	0.3	×	0.122
H29		365	5403	0.031	434	8.0	90	24.7	0	0.0	0	0.0	×	0.111
H30		365	5422	0.031	399	7.4	77	21.1	1	0.0	1	0.3	×	0.120
R1		366	5439	0.032	435	8.0	89	24.3	3	0.1	1	0.3	×	0.137
R2		365	5427	0.032	356	6.6	66	18.1	0	0.0	0	0.0	×	0.097

(注) 昼間の時間(5時-20時)についての評価である。

⑤ 微小粒子状物質(PM2.5)

資料：県環境局環境政策部

年度	項目	測定日数 (日)	長期的評価					長期的評価(黄砂の影響を除く)						
			短期基準			長期基準		短期基準			長期基準			
			1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1日平均値の年間98パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準の適否	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準の適否	1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1日平均値の年間98パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準の適否	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準の適否
			(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
H23		331	27	8.2	47.4	×	20.0	×	26	7.9	47.4	×	20.0	×
H24		361	19	5.3	44.5	×	18.1	×	15	4.2	38.9	×	17.7	×
H25		345	28	8.1	45.9	×	19.8	×	28	8.1	45.9	×	19.8	×
H26		355	17	4.8	43.2	×	18.3	×	14	4.0	40.4	×	18.1	×
H27		358	12	3.4	36.2	×	16.6	×	12	3.4	36.2	×	16.6	×
H28		345	3	0.9	30.8	○	14.9	○	3	0.9	30.8	○	14.9	○
H29		363	3	0.8	32.9	○	15.3	×	3	0.8	32.9	○	15.2	×
H30		362	8	2.2	35.2	×	14.4	○	8	2.2	35.2	×	14.4	○
R1		363	2	0.6	31.0	○	12.4	○	2	0.6	31.0	○	12.3	○
R2		358	2	0.6	27.0	○	11.9	○	2	0.6	26.6	○	11.8	○

※PM2.5は平成23年度から測定。

4 悪臭

嗅覚測定法による臭気指数測定結果

測定業種		繊維工業	金属製品製造業	金属製品製造業
測定年月日		R2.9.15	R2.2.1	R2.2.1
気象条件	天候	晴	曇	曇
	気温 (°C)	28.2	10.3	10.3
	湿度 (%)	52	59	59
	風向	南	南南西	南東
	風速 (m/s)	0.3	1	4
臭質		フェルト加熱臭	機械油 (切削油)	機械油 (切削油)
臭気指数		10未満	10未満	10未満
判定		○	○	○
規制地域		第2種地域	第3種地域	第3種地域
規制基準 (敷地境界)		15	18	18

5 地盤沈下・地下水位

(1) 地盤沈下水準点測定

愛知県において、西三河は隔年で観測。直近では、令和元年度に測定。平成25年度以降、安城市内での測定はなし。

(2) 地下水位測定結果

(単位：m)

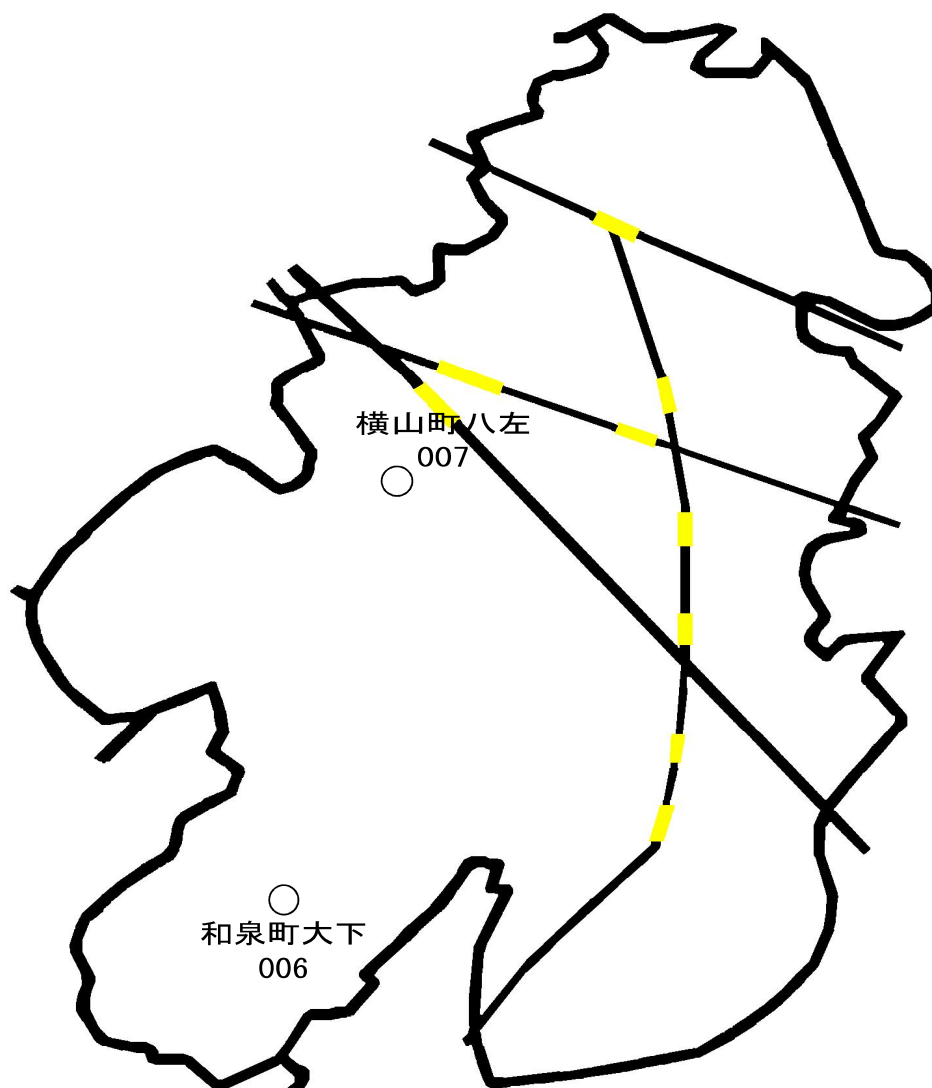
地点	令和2年										令和3年			平均値	変動幅
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
和泉町大下 006	11.21	11.08	10.88	11.02	10.53	11.40	11.09	11.04	10.81	10.99	11.00	11.16	11.02	0.87	
横山町八左 007	17.98	18.13	18.51	18.42	16.30	18.43	18.11	18.50	18.12	18.37	18.40	18.29	18.13	2.21	

(3) 地下水位の経年変化(年平均値)

(単位：m)

地点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
和泉町大下 006	13.24	13.19	13.32	13.31	13.02	12.86	13.04	12.76	12.31	11.85	11.02
横山町八左 007	20.09	19.84	19.79	19.74	19.66	19.51	19.78	19.92	19.44	18.43	18.13

(注) 地点名下に記載の数字は愛知県の観測井番号



6 ダイオキシン類

(1) 排出ガス中におけるダイオキシン類測定結果（令和2年度）

安城市環境クリーンセンターの概要

稼動日：平成9年3月20日

焼却能力：240 t/日（120 t/日 × 2基）

（単位：ng-TEQ/m³N）

調査地点		測定値	法規制値※	判定
安城市環境 クリーンセンター	1号炉	0.000047	1 〔平成12年1月15日以降の 新設炉は 0.1〕	○
	2号炉	0.000024		○

※ ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の大気排出基準

注： ナノグラム ng は10億分の1g

(2) 大気環境中におけるダイオキシン類測定結果（令和2年度）

（資料 愛知県環境局 単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季	平均	環境 基準	判定
安城農林高校	0.011	0.0091	0.011	0.024	0.014	0.6以下	○

注： ピコグラム pg は1兆分の1g

7 基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（水質汚濁関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、各水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。各公共用水域が該当する水域類型の指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の事務に関する政令」(平成5年11月19日政令371)に基づき、環境大臣もしくは都道府県知事が行う。

① 河川の基準値 (湖沼を除く)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

② 湖沼の基準値（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2, 3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2, 3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) 環境基準に係る水域類型の指定

(令和3年3月31日現在)

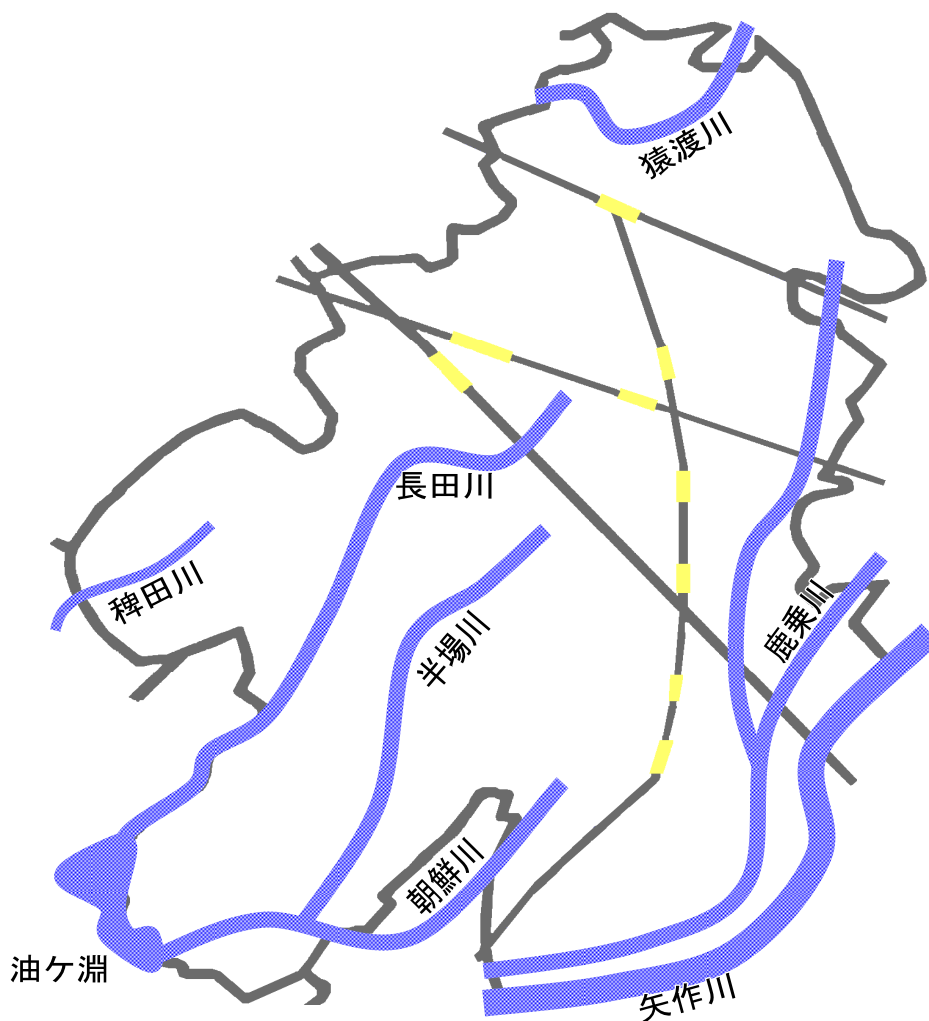
水域区分	水 域 名	該当類型	達成期間
矢作川水域	矢作川上流(1) (矢作ダムより上流の矢作川)	AA	イ
	矢作川上流 (矢作ダムから明治用水頭首工まで)	A	イ
	矢作川下流 (明治用水頭首工より下流)	A	イ
	鹿乗川(全域)	C	イ
境川等水域	猿渡川(全域)	C	イ
	朝鮮川(全域)	B	イ
	半場川(全域)	C	イ
	長田川(全域)	B	イ
	稗田川(全域)	C	イ
	油ヶ淵(全域)	B	イ

◆達成期間の分類は以下のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成



(4) 騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外の地域

地域の区分		時間の区分	基準値	
			昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
A類型	1種低住、2種低住	55	dB以下	dB以下
	1種中住、2種中住 田園住居			
B類型	1種住居、2種住居 準住居、調整区域			45
C類型	近隣商業、商業 準工、工業	60	dB以下	50 dB以下

(注) 環境基準とは、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準をいう。

② 道路に面する地域

地域の区分		時間の区分	基準値	
			昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60	dB以下	55 dB以下
B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		65	dB以下	dB以下
C類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域				

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
70 dB以下	65 dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 dB以下、夜間にあっては40 dB以下）によることができる。	

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

① 高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

(5) 特定工場等に係る規制基準

時間の区分			騒音 (d B)			振動 (d B)	
地域の区分			昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
騒音規制法	振動規制法	条 例	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～ 翌日の6時	7時～20時	20時～ 翌日の7時
第1種区域	第1種区域	1種低住、2種低住、 1種中住、2種中住、 田園住居	45	40	40	60	55
第2種区域		1種住居、2種住居、 準住居	50	45	40	65	55
第3種区域	第2種区域	調整区域	60	55	50	65	60
第4種区域		近隣商業、商業、準工	65	60	50		
		工業	70	65	60	70	65
		工専	75	75	70	75	70
		都市計画区域以外の地域	60	55	50	65	60

(6) 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分			基 準 値			
			昼間 (6時～22時)		夜間 (22時～翌日の6時)	
a	1種低住、2種低住、1種 中住、2種中住、田園住居	1車線	65	d B以下	55	d B以下
		2車線以上	70	d B以下	65	d B以下
b	1種住居、2種住居、準住 居、調整区域	1車線	65	d B以下	55	d B以下
		2車線以上	75	d B以下	70	d B以下
c	近隣商業、商業、準工、工業	1車線	75	d B以下	70	d B以下
		2車線以上	75	d B以下	70	d B以下
幹線交通を担う道路に近接する区域			75	d B以下	70	d B以下

(注) 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度をいう。

(7) 道路交通振動に係る要請限度

区域区分		昼間 (7～20時)	夜間 (20～翌日の7時)
第1種	1種低住、2種低住、1種中住、2種 中住、1種住居、2種住居、準住居、 田園住居	65 d B以下	60 d B以下
第2種	近隣商業、商業、準工、工業、調整区 域	70 d B以下	65 d B以下

(8) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	
	環境基準	評価方法 長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98 % 目に相当する値が、0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 0.10 mg/m ³ 以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (OX)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	同一測定点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価

物質	環境上の条件		
	環境基準	評価方法	
		長期的評価	短期的評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。	1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(9) 悪臭防止法に係る規制基準及び規制地域区分

①臭気指数に係る規制基準

(ア) 敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	1.2	1.5	1.8

(イ) 煙突等の気体排出口における規制基準

規制基準は、気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値

(ウ) 排水口からの排水に係る規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	2.8	3.1	3.4

(注) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍数（臭気濃度）から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 1.0 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

(参考) 臭気指数1.0：ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数1.2～1.5：気をつければ分かる臭気（希釈倍数1.6～3.2倍）

臭気指数1.8～2.1：らくに感知できる臭気（希釈倍数6.3～12.6倍）

②規制地域

第1種地域：1種・2種低住、1種・2種中高住、1種・2種住居、準住居、田園、商業、近隣商業、準工業地域

第2種地域：工業地域

第3種地域：工業専用地域及び市街化調整区域

8 公害苦情

(1) 発生源・種類別苦情処理件数

(令和2年度)

発生源	種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	計	比率 (%)
		個人	48	3	1	0	7	0	0	39	98
会社・事業所	建設業	3	0	12	0	0	0	0	3	18	9.6
	製造業	1	4	10	0	4	0	0	1	20	10.7
	卸売・小売業	0	0	3	0	3	0	0	0	6	3.2
	宿泊・飲食	0	0	4	0	1	0	0	1	6	3.2
	その他	7	3	2	0	1	0	0	1	14	7.5
その他・不明	12	3	1	0	1	0	0	8	25	13.4	
計		71	13	33	0	17	0	0	53	187	100

(2) 月別・種類別苦情処理件数

(令和2年度)

月	種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
4		4	0	3	0	4	0	0	3	14
5		5	1	3	0	2	0	0	3	14
6		5	3	8	0	1	0	0	9	26
7		4	0	3	0	0	0	0	14	21
8		9	2	2	0	3	0	0	7	23
9		6	2	4	0	4	0	0	6	22
10		13	1	2	0	1	0	0	6	23
11		12	1	1	0	2	0	0	3	19
12		5	1	4	0	0	0	0	1	11
1		4	1	2	0	0	0	0	1	8
2		2	1	0	0	0	0	0	0	3
3		2	0	1	0	0	0	0	0	3
計		71	13	33	0	17	0	0	53	187
比率 (%)		38.0%	7.0%	17.6%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	28.3%	100%

(3) 用途地域別苦情処理件数

(令和2年度)

用途地域	住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専	調整	(不)市外(明)	合計
件数	47	3	4	4	10	1	118	0	187

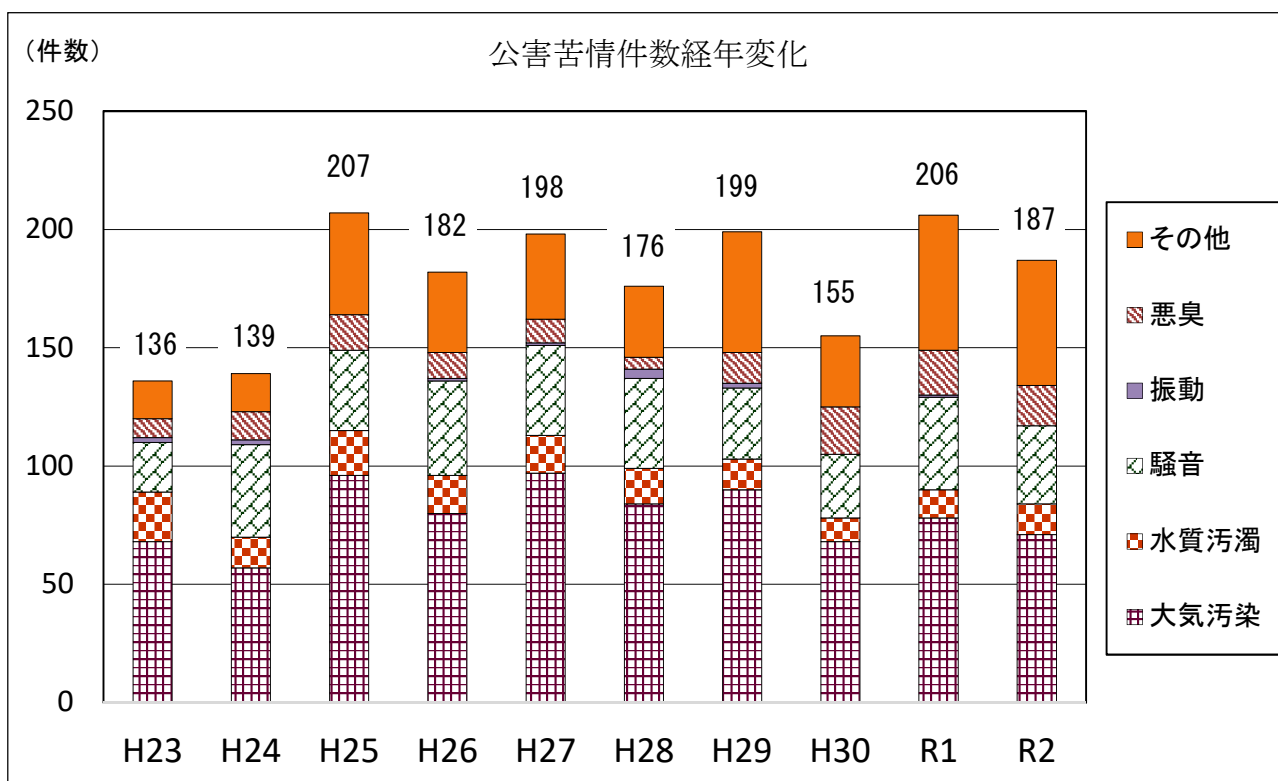
(4) 被害の種類別苦情処理件数

(令和2年度)

	健康	財産	感覚的・心理的	その他	合計
大気汚染	0	0	71	0	71
水質汚濁	0	1	3	9	13
騒音	0	1	32	0	33
振動	0	0	0	0	0
悪臭	0	0	17	0	17
その他	0	8	41	4	53
合計	0	10	164	13	187

(5) 苦情件数経年変化

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
H23	68	21	21	2	8	16	136
H24	57	13	39	2	12	16	139
H25	96	19	34	0	15	43	207
H26	80	16	40	1	11	34	182
H27	97	16	38	1	10	36	198
H28	84	15	38	4	5	30	176
H29	90	13	30	2	13	51	199
H30	68	10	27	0	20	30	155
R1	78	12	39	1	19	57	206
R2	71	13	33	0	17	53	187



9 対策

(1)環境保全協定の締結状況

平成30年1月31日までは、公害防止協定として締結。平成30年2月1日に環境保全指導要綱を制定し、これ以降は環境保全協定として締結。 (令和3年3月31日現在)

事業所名	締結年月日	備考
1 アイシン・エイ・ダブリュ(株)	S46. 9. 17	新設
2 愛三工業(株)安城工場	S46. 9. 17	新設
3 (株)デンソー安城製作所	S46. 10. 18	増設
4 丸中鍛工(株)	S47. 7. 11	新設
5 中部ビニール工業(株)	S47. 7. 11	新設
6 (株)デンソー高棚製作所	S47. 11. 7	新設
7 三井化学東セロ(株)安城工場	S48. 1. 12	新設
8 (株)UACJ押出加工名古屋	S48. 6. 15	増設
9 日本水産(株)安城工場	S49. 11. 5	既設
10 (株)ユーハイム中央工場	S49. 11. 5	既設
11 森永製菓(株)中京工場	S49. 12. 20	既設
12 (有)山本鉄工所	S49. 12. 20	既設
13 (株)マキタ	S50. 3. 28	既設
14 (株)イノアックコーポレーション安城事業所	S50. 3. 28	既設
15 (株)デンソーエレクトロニクス本社工場	S50. 3. 28	既設
16 日本モウルド工業(株)	S50. 3. 28	既設
17 アイシン精機(株)安城工場	S50. 7. 22	既設
18 (株)イノアックコーポレーション桜井事業所	S50. 7. 22	既設
19 (株)ニッセイ本社工場・減速機第2工場	S50. 7. 22	既設
20 中央精機(株)尾崎工場	S51. 10. 12	新設
21 (株)タチエス愛知工場	S52. 6. 1	新設
22 (株)キヌウラ	S52. 11. 26	既設
23 (株)テクノフォームジャパン	S52. 11. 26	新設
24 豊臣機工(株)	S54. 3. 27	既設
25 日本モウルド工業(株)東端工場	S54. 3. 27	新設
26 サンデイリー(株)	S55. 9. 30	新設

事業所名	締結年月日	備考
27 あいち中央農協総合センター	S 5 5 . 9 . 3 0	既 設
28 (株)中央製作所	S 5 7 . 5 . 2 5	既 設
29 アサヒ精機(株)	S 5 7 . 6 . 3	新 設
30 メトロ電気工業(株)愛知工場	S 5 7 . 1 2 . 3	既 設
31 竹内鉄工(株)	S 6 0 . 3 . 2 0	新 設
32 アイシン精機(株)小川工場	S 6 0 . 1 1 . 2 1	新 設
33 (株)ニッセイ安城南工場	S 6 1 . 1 . 7	新 設
34 (株)J E R A 碧南火力発電所	S 6 2 . 8 . 2 5	新 設
	H 9 . 1 2 . 1 2	増 設
35 山崎製パン(株)安城工場	S 6 3 . 4 . 1 9	新 設
36 (株)平松木型製作所	S 6 3 . 4 . 1 9	新 設
37 (株)フクテック	S 6 3 . 4 . 1 9	新 設
38 東洋理工(株)	H 1 . 8 . 2 1	既 設
39 アイシン・エイ・ダブリュ(株)工機工場	H 7 . 4 . 2 8	新 設
40 ユケン工業(株)高棚工場	H 1 0 . 6 . 1 7	新 設
41 (株)丹羽鉄工所	H 1 5 . 7 . 1	新 設
42 (株)豊田自動織機安城工場	H 1 6 . 9 . 1 7	新 設
43 (株)ツカモト	H 1 7 . 7 . 1 1	新 設
44 (株)荒井道製作所明祥工場	H 1 8 . 4 . 1 8	新 設
45 万能工業(株)明祥工場	H 1 8 . 4 . 2 4	新 設
46 (株)デンソーエアシステムズ安城事業所	H 2 3 . 1 1 . 1	新 設
47 (株)東陽	H 3 1 . 4 . 1 9	新 設
48 (株)サンワ金型	H 3 1 . 4 . 1 9	新 設
49 I P G フォトニクスジャパン(株)	H 3 1 . 4 . 1 9	新 設
50 (株)タキオン	H 3 1 . 4 . 1 9	新 設
51 杉松産業(株)	H 3 1 . 4 . 1 9	新 設
合 計	5 1 件	

(2) 水質汚濁防止事業

広報あんじょう10月1日号に生活排水対策啓発用記事を掲載

※令和2年度は9月1日号に特集記事を掲載

(3) 油ヶ淵浄化デー

実 施 日	清 掃 河 川	実施町内会
平成13年7月22日	朝鮮川	小川町
平成14年7月28日	油ヶ淵	東端町、根崎町
平成15年7月27日	長田川	福釜町
平成16年7月25日	半場川	城ヶ入町
平成17年7月24日	長田川	榎前町
平成18年7月30日	半場川	和泉町
平成20年7月19日	半場川・東隅田川	赤松町
平成21年7月26日	長田川	箕輪町
平成22年7月25日	半場川	城ヶ入町
平成23年7月24日	長田川	榎前町
平成24年7月22日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成25年7月28日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成26年7月27日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成27年7月26日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成28年7月24日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成29年7月23日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成30年7月22日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
令和元年7月28日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町

※平成19年度は台風のため中止

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

10 附録

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(令和3年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	ボイラー	209
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	1
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	14
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	48
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	4
10	無機化学工業製品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	5
11	乾燥炉	23
13	廃棄物焼却炉	2
29	ガスタービン	11
30	ディーゼル機関	52
31	ガス機関	15
施設合計		384
届出工場・事業場数		96

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の届出状況

(令和3年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	ボイラー	69
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	0
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	0
10	焼成炉	9
11	直火炉	1
12	乾燥炉	4
14	廃棄物焼却炉	0
15	付着油処理施設	2
35-ハ	接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設	45
35-ヘ	金属の表面加工の用に供する脱脂施設	0
35-ト	化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	21
37	輸送用機械器具の製造の用に供する塗装用乾燥施設	0
40	鑄造の用に供するシェルモールド中子造型施設	24
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	0
45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設	0
46	接着剤塗布施設	0
施設合計		175
届出工場・事業場数		46

(3) 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況

(令和3年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	12
3	コンベア	33
4	破砕機・摩砕機	1
5	ふるい	0
施設合計		46
届出工場・事業場数		14

(4) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく
粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設の届出状況

① 粉じん発生施設 (令和3年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	4
3	コンベア	45
4	破砕機・粉碎機・摩砕機・研磨機	185
5	ふるい	5
6	打綿機・混打綿機	24
7	チップパー・碎木機	1
8	吹付け塗装機	8
施設合計		272
届出工場・事業場数		44

② 炭化水素系物質発生施設 (令和3年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	原油等貯蔵施設	0
2	ガソリンスタンドのガソリン貯蔵施設	21
施設合計		21
届出工場・事業場数		21

(5) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(令和3年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

業種等名	事業場数		
	衣浦湾・境川等水域	矢作川水域	合計
畜産農業	5 (0/1)	1 (0/0)	6 (0/1)
食料品製造業	9 (4/4)	3 (2/2)	12 (6/6)
繊維工業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
パルプ・紙製造業	2 (2/2)	0 (0/0)	2 (2/2)
化学工業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
窯業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
鉄鋼業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
金属機械製造業	40 (13/20)	6 (3/4)	46 (16/24)
浄水施設	2 (0/0)	0 (0/0)	2 (0/0)
旅館業	15 (3/5)	2 (0/0)	17 (3/5)
飲食店等	2 (0/0)	0 (0/0)	2 (0/0)
洗たく業	26 (0/0)	6 (0/0)	32 (0/0)
病院	1 (0/0)	1 (1/1)	2 (1/1)
自動車両洗浄施設	51 (1/1)	17 (0/0)	68 (1/1)
試験研究機関	5 (0/1)	0 (0/0)	5 (0/1)
ごみ処理場	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
し尿処理・下水道終末処理施設	6 (5/5)	1 (0/1)	7 (5/6)
指定地域特定施設	30 (4/0)	13 (4/0)	43 (8/0)
その他	15 (4/0)	6 (1/1)	21 (5/1)
合計	209 (36/39)	56 (11/9)	265 (47/48)

()内は、総量規制対象事業場数/上乗せ基準適用事業場数

(6) 特定建設作業の届出件数

(令和3年3月31日現在)

騒音関係係			届出件数	
法	条例	区分	騒音規制法	県条例
1	1	くい打機等を使用する作業	29	1
2	2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	3	さく岩機を使用する作業	280	2
4	4	空気圧縮機を使用する作業	46	0
5	5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	0
6	-	バックホウを使用する作業	38	—
7	-	トラクターショベルを使用する作業	1	—
8	-	ブルドーザーを使用する作業	14	—
-	6	建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	—	156
-	7	コンクリートミキサー等を使用する作業	—	233
-	8	コンクリートカッターを使用する作業	—	389
-	9	ブルドーザー等を使用する作業	—	846
-	10	ロードローラー等を使用する作業	—	567
合 計			410	2,194

(令和3年3月31日現在)

振動関係係			届出件数	
法	条例	区分	振動規制法	県条例
1	1	くい打機等を使用する作業	34	2
2	2	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0	0
3	3	舗装版破碎機を使用する作業	1	0
4	4	ブレーカーを使用する作業	254	2
合 計			289	4

(7) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設・振動発生施設の届出状況

① 騒音発生施設

(令和3年3月31日現在)

騒音発生施設の種類		騒音発生施設設置工場等数	騒音発生施設総数
1	金属加工機械	140	1,705
2	空気圧縮機及び冷凍機	338	3,884
3	土石用破碎機等	7	14
4	織機	28	798
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	123
8	抄紙機	0	2
9	印刷機械	13	11
10	合成樹脂用射出成型機	17	333
11	鋳型製造機	0	14
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	31	74
13	送風機及び排風機	67	1,492
14	走行クレーン	8	88
15	洗びん機	2	6
16	真空ポンプ	0	105
合 計		696	8,654

② 振動発生施設

(令和3年3月31日現在)

振動発生施設の種類		振動発生施設設置工場等数	振動発生施設総数
1	金属加工機械	126	2,131
2	圧縮機及び冷凍機	262	3,325
3	土石用破砕機等	10	43
4	織機	30	370
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	1
7	印刷機械	5	55
8	ゴム練用ロール機等	2	18
9	合成樹脂用射出成形機	19	841
10	鋳型造型機	4	78
11	穀物用製粉機	0	0
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	28	84
13	送風機及び排風機	104	2,120
合 計		592	9,072

(8) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和3年3月31日現在)

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	160	1,514
2	空気圧縮機等	261	1,967
3	土石用破砕機等	9	14
4	織機	28	797
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	125
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	12	51
10	合成樹脂用射出成形機	24	316
11	鋳型造型機	0	17
合 計		539	4,806

(9) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和3年3月31日現在)

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	142	1,908
2	圧縮機	197	1,026
3	土石用破砕機等	12	42
4	織機	30	364
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	2
7	印刷機械	6	52
8	ゴム練用ロール機等	2	25
9	合成樹脂用射出成形機	28	883
10	鋳型造型機	3	63
合 計		422	4,371

(10) 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく悪臭関係工場等届出状況

(令和3年3月31日現在)

悪臭関係業種		届出件数
1 畜産農業	イ 豚房施設	2
	ロ 牛房施設	6
	ハ 鶏飼育	2
	ニ うずら飼育	0
	小 計	10
2 飼料・肥料製造業		0
3 コーンスターチ製造業		0
4 レーヨン製造業		0
5 クラフトパルプ製造業		0
6 セロファン製造業		0
7 ゴム製品製造業		1
8 石油化学工業		0
9 石油精製業		0
10 製造業		0
11 鋳物製造業		0
12 化製場		0
13 し尿処理施設		1
14 ごみ処理場		3
15 終末処理場		0
合 計		15

(11) 狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、犬登録鑑札及び狂犬病予防注射済票を交付し、犬の登録と注射歴の管理を行う。

狂犬病予防注射は、委託動物病院のほか年1回、4月から5月に市内の各町内会・公民館等で狂犬病予防集合注射を実施している。

(単位：頭)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
総登録頭数	10,041	9,755	9,694	9,483	9,278
新規登録頭数	653	576	651	683	690
注射頭数	8,757	8,519	8,418	8,386	8,070
注射猶予	170	188	213	227	218
接種率	88.71%	89.05%	88.79%	90.60%	89.07%

※接種率は注射猶予の頭数を含む

《事業のあゆみ》

昭和25年	狂犬病予防法 公布・施行
平成6年	狂犬病予防法の改正に伴い、飼い犬の登録が生涯1回に改正。
平成12年	狂犬病予防法の改正に伴い、犬の登録及び狂犬病予防注射済票に交付事務が県から市に移管。
平成28年	狂犬病予防事業が、健康推進課から環境都市推進課に事務移管。

(12) 防疫活動事業

町内会に対し、衛生害虫防除のための薬剤配布（油剤・発泡錠剤）及び二兼機の貸出しを行う。

区 分		H28	H29	H30	R1	R2
動力二兼機	貸出町内会数	16	14	16	11	10
	保有町内会数	32	31	21	19	17
油剤配布数		99	90	81	47	52
発泡錠剤配布数		6,783	6,801	9,160	8,119	6,919

《事業のあゆみ》

平成28年	防疫活動事業の一部を健康推進課から環境都市推進課に事務移管。
平成29年	衛生委員設置規則に基づく衛生委員を廃止。(健康推進課)

(13) 市営霊園管理事業

市内3霊園の墓所の募集受付及び墓園管理を行う。

霊園名	所在地	区画数	開始年
安城霊園	安城市北山崎町柳原 44 番地 1	1,576 区画	昭和 28 年
橋目霊園	安城市橋目町宮東 199 番地	1,315 区画	昭和 49 年
多門霊園	安城市安城町多門 55 番地 4	1,071 区画	昭和 62 年

墓所申込み及び墓所返還数

霊園名	区分	H30	R1	R2
安城霊園	申込み	8	3	7
	返 還	5	13	8
橋目霊園	申込み	20	7	8
	返 還	0	4	7
多門霊園	申込み	5	5	3
	返 還	2	5	2
合 計	申込み	33	15	18
	返 還	7	22	17

《事業のあゆみ》

平成 5 年	多門墓地 1 1 2 区画貸付
平成 7 年	橋目墓園拡張工事 (1 0 3 区画増設)
平成 8 年	多門墓園拡張工事 (4 3 7 区画増設)
〃	安城市霊園の設置及び管理に関する条例公布・施行 ※墓園を霊園に改称 (橋目霊園、多門霊園)
平成 1 1 年	旧斎場業務終了・解体 (安城霊園内 北山崎町)
平成 2 4 年	墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可権限が県から市に移譲。
平成 2 8 年	市営霊園管理業務及び墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可事務が健康推進課から環境都市推進課に事務移管。
〃	橋目墓園拡張工事 (3 5 4 区画増設)

(14) さわやかマナー推進事業

条例に規定する6つのマナーの啓発をし、快適で安全な生活環境の形成を図る。登録活動団体への啓発品の配布及び路上喫煙禁止区域のある主要3駅エリア関係者及びさわやかマナー活動団体からさわやかマナー推進員を委嘱し、意見聴取も実施。

《事業のあゆみ》

平成27年4月1日	さわやかマナーまちづくり条例施行
平成27年10月1日	路上喫煙禁止区域指定（JR安城駅・名鉄新安城駅）
平成28年10月1日	路上喫煙禁止区域指定（JR三河安城駅（在来線・新幹線））